

ぼうさい掲示板

いざというときの災害に備えましょう

長期化する避難生活も、備えて安心

防災備蓄の重要性

災害が起きた際、まず大事なのが自助（※）の行動です。自分の身は自分で守るという意識が、災害時の安全を大きく左右します。災害に備えた自助の一つとして、非常食の備蓄があげられます。電気やガス、水道といったライフラインが止まってしまうなど、いつ来るかもしれない非常時に対応するために、日頃から飲料水や非常食を備蓄してき、長期の避難生活に備えましょう。

※自助とは、自分の身は自分で守ることです。主に事前の防災対策から、他人に頼れない発災時に、災害時の安全や被害の程度は自助の取り組みに大きく関わります。

「ローリングストック法」を活用してみませんか？

ローリングストック法とは、普段の食品を少し多めに買い置きしておき、3カ月に1回など日にちを決めて、定期的に古い食品を消費し、消費した分だけ補充する方法です。

消費した分を買い足すことで、常に一定量の食品が家庭で備蓄されている状態になります。

また、食品だけではなく、飲料水やトイレトーパー、カセットボンベ、乾電池などといった生活必需品にも応用可能です。

※消費期限が切れた水は手洗いやトイレの水に活用できます！

避難の際に持ち出すもの 非常時持出品の一例

- 水
 - 食料
(調理不要な食べ物・最低3日分)
 - 常備薬 (普段飲んでいるお薬など)
 - おくすり手帳
 - 衣服・下着
 - 雨具
 - ヘルメット
 - 軍手
 - 懐中電灯
 - 携帯ラジオ
 - モバイルバッテリー
 - 救急用品
 - 洗面用具
 - 歯ブラシ・歯磨き粉
 - タオル
 - 上履き
 - 衛生用品・生理用品
 - 貴重品
- ※通帳、現金、保険証なども一緒に持ち出しましょう。



利根町行政アプリをインストールしよう

重要なお知らせや、災害から自分や大切な人の命を守るための防災情報などを町民の皆さまへ発信します。

右の二次元コードからインストールできますので、ぜひご利用ください！



▶問い合わせ 防災危機管理課 防災係 ☎68-2211 (内線322)



消費生活相談だより

新生活スタート後の消費者トラブルにご注意

春は進学や転職などで新しい生活を始める人が多く、消費者トラブルに巻き込まれやすい時期です。

▼相談事例

◎引越当日に業者が訪問してきて、管理会社と関連があるかのような説明を受け、換気扇フィルターや防カビ工事の契約をしたが、管理会社との関連はなく、事実と異なる説明であった。

◎契約中の光回線事業者からの電話と勘違いさせられるような電話があり、よく聞くと、別の光回線の勧誘だった。

◎SNSをきっかけに副業の担当者となりとりした。仕事をするために50万円の講座を契約したが、無料で見られる動画だった。

▼アドバイス

◎突然訪問を受け、「管理会社から紹介された」などと勧誘されても、すぐに契約しないようにしましょう。少しでも疑問に感じたら契約した業者に相談しましょう。

◎「簡単に稼げる」という言葉のうみにしないようにしましょう。受講料など支払ってしまうと被害回復が困難です。

◎訪問販売や通信契約では契約を解除できる場合もあります。
(参考：国民生活センター)

▼問い合わせ

①まち未来創造課 消費生活相談窓口
毎週月・水曜日(祝日、年末年始を除く)

午前10時～正午、午後1時～5時
リモート相談もご利用ください！
毎週火・木曜日(要予約)

☎68・2211(内線246)

②茨城県消費生活センター
平日と日曜日(日曜日は電話のみ、年末年始を除く)

午前9時～午後5時(日曜日は午後4時まで)

☎029・225・6445

③国民生活センター(消費者ホットライン) 土・日曜日、祝日を除く
午前9時～午後4時

☎188(いやや!)

※他市町村へのご相談はご遠慮ください。



子ども家庭センターだより

先進医療にかかる不妊治療費助成事業を開始

4月より、医療保険適用の生殖補助医療と、保険適用外の先進医療による治療を組み合わせて不妊治療を受けた方に、治療費のうち先進医療にかかった費用の一部を助成します。

▼助成対象者

以下の要件を全て満たす方
□医療保険適用の生殖補助医療と、左記の助成対象となる治療を組み合わせて行った方

□1回の治療の初日から申請日までの間、夫婦のいずれかが利根町住民で引き続き町内に在住予定
□治療期間の初日で妻の年齢が43歳未満の方

□医療保険に加入している方
□他市町村で類似の補助金などを受けていない方

▼助成対象となる治療

厚生労働省に届出を行っているまたは承認されている保健医療機関で行われた先進医療

▼助成額

1回の治療につき、上限4万円
治療費のうち、先進医療にかかった費用に対して助成を行います。

※1回の治療とは、医師が当該採卵に係る治療計画を作成した日から妊娠判定日

▼申請方法

治療終了後に子育て支援課窓口へ必要書類を提出してください。

「はじめてばこ」プロジェクトが始まりました

はじめてばことは、茨城新聞社主催、特別協賛茨城コープによる、「茨城県に生まれてきてくれてありがとう！」の気持ちを込めた、新しい命の誕生を祝福するプレゼント企画です。申し込みのあった方へ、5月下旬頃から茨城コープが「はじめてばこ」の配送します。

箱の中身は、①はじめてアルバム、②はじめてカード(童謡カード) ③県内の各協賛企業からのプレゼントなどが詰まっています。箱自体も、茨城県の名物をモチーフにしたデザインで、「はじめての宝箱」として長く使えるデザインになっています。

▼対象

2026年1月1日以降に生まれた、茨城県内に住民登録されている生後6カ月以内の赤ちゃん(対象の方へは、子育て支援課から申し込み書類を配布しています)

※これからご誕生のお子様は、新生児訪問で説明します。

▼申し込み

申し込み書類の二次元コードから、茨城新聞社をLINEの友達へ追加し、送られてきた申し込みページに、必要事項を入力。

▼問い合わせ

子育て支援課 母子保健係
☎68・2211(内線147)